

「平成28年度NPO基盤強化支援事業募集要項」

1. 趣旨

『めじろん共創応援基金』（以下、「基金」という。）は、行政、民間といった従来の制度的枠組みでは十分に対応しきれない新しい地域課題に対し、公益活動を支援したいとする県民から必要な資金を募り、これをボランティア団体、NPO法人、コミュニティ団体等（以下「NPO」という）の活動支援を行っています。

基金では、NPOが寄付金集めのノウハウを身につけることにより、その基盤強化に取り組み、継続的に活動できることを目的に支援事業を行います。

2. 対象となる団体及び団体数

- ・公益的、社会的な活動を行っている大分県内のNPO。活動の分野、法人格の有無は問いません。ただし、県内に事務所を有し、原則として1年以上の活動実績があるとともに本事業の終了後も継続して寄附金等により財源を確保することにより活動を継続できる見込みのあるNPOが対象です。
- ・大分県公式ポータルサイト「おんぽ」にて、★1つ以上を取得していること（応募締切までに取得可）
- ・3団体以内

3. 対象となる事業及び分野

- ・平成29年4月1日～平成30年2月28日までの間で実施する事業を対象とします。
- ・既存事業及び新規事業が対象です。
- ・平成30年3月に開催予定の『めじろんフォーラム』で報告が必要です。
- ・分野の指定は行いません。

4. 寄附金募集期間及び募集方法

- ・平成28年11月1日（火）～平成29年2月10日（金）
- ・めじろん募金箱の貸出
- ・基金のホームページ等による募金の呼びかけ
- ・採択団体と連携した企業への寄附金要請
- ・その他（採択団体独自の募集方法等）

5. 基金による助成金

- ・寄附金募集期間中に集めた金額と同額の助成金の支給（但し、1団体あたり助成金の上限金額は、10万円とする）

6. 対象となる経費

- ・使途が明確であり適切な費用であること
- ・申請する事業を実施するために必要な費用であること

※旅費交通費、印刷費、通信費、謝金、消耗品費、人件費など、この事業に伴う諸経費が対象になります

※団体の他の事業と共通する運営費や管理費は、原則として対象になりません

※見積書があるものは必ず添付してください。

7. 審査

- ・審査は、審査要項により財団で行います。
- ・一次審査（書類審査）を行い、採択の可能性のある団体については、取り組もうとしている事業内容や寄附金集めの手法について、財団より、ヒアリングを行います。
- ・財団ヒアリングの後、採択団体を決定します。全申請団体に対して結果通知します。
財団ヒアリング実施日時等については、その都度お知らせします。
- ・審査会は非公開とします。審査経過に関するお問い合わせには応じられません。

8. 評価基準

- ①地域のニーズや課題を的確に踏まえた公共性の高い事業活動であり、具体的な成果が期待できるか
- ②事業活動が実現可能なスケジュールや予算計画となっているか
- ③寄附金確保の方法が実現可能なものであるか
- ④本事業終了後も、活動を継続するための運営体制の強化や安定的な収入確保が実現可能であるか

※申請書の記載が事実と異なる場合、この基金の趣旨と異なることが明らかな場合は選考の対象なりません。

9. 応募方法

- ・所定の助成申請書に必要事項を記入の上、郵送または持参にて当財団事務局まで申請してください。

①助成申請書（1部）

②添付資料（各1部）

- ア. ニュース類（活動内容がわかるもの）
- イ. 収支予算書（活動予算書）
- ウ. 定款または団体の規約（またはそれに準ずるもの）
- エ. 直近の事業報告書及び収支計算書（活動計算書）

※添付書類を含む申請書類は原則として審査後返却いたしません。

10. 応募受付期間

- ・平成28年9月5日（月）～平成28年9月30日（金）
(9月30日午後5時必着)
- ・募集要項、助成申請書は、ホームページ（<http://www.mejiron.org/>）よりダウンロードできます。

11. 決定および支援の実施予定日

- ・決定は当該団体に文書で、概ね平成28年10月21日（金）までに通知するとともに、財団のHP等に掲載します。
- ・決定後に速やかに、財団と協力して、事業のための支援金集めを行います。

12. 情報発信及び報告書の提出

- ・助成決定後、財団ホームページならびにFacebook（フェイスブック）ページ上にて助成事業に関する情報発信をしていただきます。
- ・助成を受けた団体は、事業終了後1か月以内に、活動実績・成果・課題・収支報告・写真などを含む内容の最終報告書の提出を義務とします。報告書の目的は、当財団の寄附者に寄附金の使われ方を報告するとともに、今後の助成活動の拡大を図ることです。

13. 支援事業の変更と返還義務について

- ・支援決定後、やむを得ない理由で事業内容を変更しなければならなくなつた場合は、必ず財団までご相談ください。
- ・以下のような場合、支援金の全部または一部を返還していただく義務が発生することがあります。
①対象となる事業を中止・縮小、または実行できなかつた場合
②支援金を申請目的以外に使用した場合
③偽り、その他不正な手段により支援金の給付を受けたことが判明した場合

14. 応募・問い合わせ先

公益財団法人おおいた共創基金事務局

〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号 Tel・Fax：097-556-3116